

論点整理 (案)

1. 中小企業目線での商工中金の在り方

(1) 商工中金の特性

① 設立以来の中小企業専門金融機関

② 全国ネットワーク

- 全国の拠点を活用することで、広域での事業承継候補先の提供や、広域でのビジネスマッチング候補先の提供が可能。

③ 4 年間の改革で強化された事業性評価

- 4 年間の経営改革で重点分野に注力することにより、経営者保証に依存しない融資比率が向上 (2021 年度:61%) するとともに、経営改善・再生支援において大きな成果を上げた。再生支援については、日本初の DDS を実施するだけでなく、リーマンショック以降も全国の再生案件に関与 (例: 中小企業活性化協議会への持ち込み件数が多い) することでそのスキルを維持するなど、ノウハウを有する。
- この流れを確実なものとするため、商工中金は、2025 年に経営者保証に依存しない融資比率民間金融機関トップ (2021 年度:61%)、経営改善支援による債務者区分のランクアップ率 1.5 倍増 (2021 年度:10.6%) との目標を設定。
- さらに、スタートアップ向けの融資額倍増を目標として設定するなど スタートアップ支援を強化するとともに、サステナブル経営支援などを差別化分野として注力。

(2) 今後期待される役割・ビジネスモデル

① 「真に中小企業の役に立つ」金融機関として寄り添った支援

- コロナ禍からの立ち直り (再生)、経営者の高齢化 (事業承継)、担保や経営者保証に依存しない事業性評価に基づく融資、域内市場縮小 (ビジネスマッチング、海外進出)、GX・DX 等の時代の変革への対応支援。
- 民間ゼロゼロ融資の返済開始が進む中、政府は借換保証制度を創設 (参考資料 ①)。商工中金においても、その事業再生等のノウハウを 1 日も早く活用すべき。商工中金は、中期経営計画 (2022 年 4 月～25 年 3 月) において、再生支援を差別化分野と位置づけ、5 千社の経営改善・再生を支援する予定。
- 中小企業組合とその構成員企業支援は、商工中金独自の役割。組合を通じて、小規模な事業者を含む構成員企業の GX・DX 対応を支援。

(商工中金取引先の状況)

- 再生関係: 取引先 (メイン・サブメイン) で、年商 10 億円以上かつ要注意先・破綻懸念先の企業は約 1,000 社

- 承継関係：事業承継支援先（コンサル・融資等）としてニーズが想定される純資産 3 億円かつ経常利益 3 千万円以上の企業のうち経営者が 60 歳以上の企業は約 6,700 社
- 海外展開関係：取引先の海外現地法人は約 7,200 社。2030 年までに、約 1,900 社の取引先において、海外現地法人の設立・撤退の可能性あり
- GX・DX 関係：2022 年において、①取引先の ESG への取組状況を評価し、強化が必要な取組を特定する診断サービス実施件数 565 件、うち組合 9 件（外部コンサル企業と提携）、②DX 推進の第一歩として取引先の現状を簡易にまた網羅的に把握する診断サービス実施件数 329 件、うち組合 11 件（2022 年 7 月開始）

② 危機対応業務の実施

- コロナ禍など危機時における中小企業金融の円滑化のため、平時に培った関係をベースに、迅速に資金供給を行う役割を担うことが期待。

③ 日本政策金融公庫との差別化

- 公庫は、民間金融機関の補完のための金融機関。中小事業部門では、短期資金は扱わず、長期資金のみ提供。出資機能は DES に限定。
- 商工中金は、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化を目的とした組織。短期資金も取り扱うことで、当座貸越による緊急的な資金需要にも対応。民間金融機関の三大業務（貸出、預金、為替）を実施可能であり、限定的だが出資機能も有する。

2. 資金面での政策措置

（１）政府保有株

【現況】

①これまでの経緯

- 商工中金は、政策金融改革の一環で、完全民営化方針が決定（2006 年行革推進法）。商工中金法（2007 年）でも目的に「完全民営化の実現」を規定した上で、完全民営化時期（株式会社化した 2008 年から 5～7 年後を目処）も規定されたが、リーマンショック、東日本大震災の影響により完全民営化を 2 度延期。
- 2015 年には、危機対応業務の責務を課すとともに、政府の株式保有による信用力向上を通じて、安定的な資金調達が可能となること等を踏まえ、危機対応業務を的確に実施できるよう、政府は「当分の間」必要な株式を保有する旨規定。この際、完全民営化方針は堅持しつつも完全民営化時期は撤廃された。
- 2016 年に危機対応業務で不正事案発覚。「解体的出直し」をすべく改革に着手。

- 2018 年 1 月に、商工中金の在り方検討会において、「ビジネスモデル構築の取組は、完全民営化の方向で 4 年間全面注力して実施するものであり、当該ビジネスモデルが確立されたかどうかの徹底検証と危機時の対応の検証・検討を踏まえて、完全民営化の実行への移行を判断する」との報告書を取りまとめ。
- 2022 年 8 月に、評価委員会において、「新たなビジネスモデルは概ね確立できたと評価」、「当面は、引き続き危機対応業務を実施する責務がある」と取りまとめ。

②政府保有株の意義として指摘される事項と足下の状況

1) 自己資本の充実

- ✓ 株式会社化後と比較すると、利益剰余金は 3 倍増 (661 億円 (2009. 3 期) → 2, 146 億円 (2022. 3 期))。増加額は、政府保有株の資本金額 (1, 016 億円) を超える水準。

2) 政府の信用力を背景とした資金調達

- ✓ 株式会社化直後と比較すると、商工債による資金調達割合は半減 (67% (2009. 3 期) → 36% (2022. 3 期))。劣後債の発行も可能に (700 億円を調達)。

3) 株主としてのガバナンス

- ✓ 株式会社化時点から政府保有株式は 1/2 を下回っており (46. 5%)、単独で、株主総会で普通決議を行うことができない。
- ✓ 商工中金法では、主務大臣による一般監督権限、役員の選解任、定款変更等の株主総会の特別決議事項に対する大臣認可など、政府によるガバナンスを規定。

4) 商工中金による適時適切な中小企業支援を確実に担保

- ✓ 中小企業に寄り添った支援を堅持していくことを改めて明確化するため、中小企業専門金融機関としての DNA を深化・発展させるというパーパス・ミッションやクレジットポリシー等の考え方を定款へ記載することも検討。
- ✓ 商工中金法では、定款変更には大臣認可が必要。大臣の一般監督権限により、「組金融の円滑化」という目的に照らして適切とは言えない行為の是正が可能。

5) 政府の方針に沿った危機対応業務の臨機応変かつ確実な実施

- ✓ 商工中金法では、「危機対応業務を行う責務を有する」と規定。また、大臣の一般監督権限により、危機対応業務の適切な実施を求めることが可能。
- ✓ なお、例えば、政府は電力会社の株式を保有していないが、電気事業法で、電力会社（送配電）に託送・最終保証供給を義務付けることで安定供給を確保。

なお、現行商工中金法では、「指定金融機関に係る制度の運用の状況」、「商工中金の財政基盤」等の 6 項目を勘案し、政府に危機対応業務を的確に実施するために必要な株式の保有義務を課しているが、当該義務を課した 2015 年法改正当時と、足下の状況の比較は参考資料②のとおり。なお、6 項目は、勘案項目として例示されているものであり、6 項目の事情の変更は政府保有株式の全部処分の条件ではない。例えば、6 項目の 1 つである指定金融機関に係る制度の運用の状況について状況の変更がないことをもって、政府保有

株式の全部処分が否定されるものではなく、6 項目等を総合考慮した上で政府保有株式の全部処分を判断することは条文上問題ないと解されている（例えば、商工中金の財務基盤など、一部の項目が著しく改善したことで商工中金が危機対応業務を的確に実施できる環境が整った場合も、政府保有株式の処分を判断することは問題ない）。

【論点①】

- 全ての委員及び全国中小企業団体中央会・取引先は、政府保有株式の全部売却に賛同。また、委員の大宗は、全部売却を含む改革は「今」実行すべきとの意見。他方、ヒアリング先の金融団体からは、政府株の全部売却の方向性については大きな異論がなかったが、タイミングについては慎重な判断が必要等の意見が出された。
- i) 株式会社化時点からの状況が変化し、政府が株式を保有する意義が大きく低下していること、ii) 商工中金法では、法目的に「完全民営化の実現」と規定した上で、「できる限り早期にその（政府保有株式）全部を処分」とされていることなどを踏まえ、政府保有株は全部売却し、株主資格から政府を削除する。
- 政府保有株の全部売却のタイミングについては、コロナ禍からの立ち直りに向け、商工中金がノウハウを有する経営改善・再生支援の強化の観点も踏まえ、「今」、政府保有株の全部売却を含む改革を実行してはどうか。（中小企業業況 D I は、バブル崩壊以降、継続してマイナス。）
- なお、仮に、政府保有株式の全部売却を含む改革の制度改正を「今」実行したとしても、株式売却には、周知・入札手続など一定期間が必要。

（２）特別準備金

【現況】

- 株式会社化に際して、強固な財務基盤を確保するため、政府出資（約 3 千億円）及び利益剰余金の一部※（約 1 千億円）を準備金に振り替えたもの。
（※）特別準備金の金額の算定上、特別準備金となる政府出資が有していた剰余金に対する持分相当額
- 特別準備金は、自己資本比率算定上の普通株式等 Tier1 に算入可能。国際業務（NY 支店で貸出・資金調達を実施）を行うためには 10.5%以上が望ましい水準。

【方針】

- 中小企業関係団体や取引先は特別準備金の維持を要望。委員の大宗も、中小企業金融の円滑化の観点から維持する方向で一致。その際、再生分野での出資など高リスクの取組を支えるという発想も重要、民間金融機関とのイコールフットイング確保との視点が必要との意見もあった。
- このため、例えばコロナ禍からの立て直し支援において重要な役割を果たす再生分野等で出資業務を拡大（バーゼル規制上、出資のリスクウェイトは 100%から 250%に

拡大)する方向性も踏まえ、特別準備金は維持する。なお、バーゼル規制上の普通株式等 Tier1 に算入する観点から、特定分野と直接紐付ける形では位置付けない。

- また、民間金融機関にはない制度であることから、財務の健全性や普通株式等 Tier1 への算入を維持しつつ、危機対応準備金と同様の国庫納付規定に見直すなどの措置を取る。
- また、特別準備金の額の見通し及びその根拠については、引き続き、毎年度、主務大臣に報告を求めることとする。

＜特別準備金＞

「商工組合中央金庫は、その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。」

＜危機対応準備金＞

「商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。」

(3) 商工債

【現況】

- 商工債は、社債と比較して、証券会社を介さないため、迅速かつ低コストでの発行が可能。資金調達に占める商工債の依存度は低下（2009 年 3 月期：67%→2022 年 3 月期：36%）したものの、引き続き重要な調達手段の一つ。
- 過去の長短分離政策により、普通銀行は預金調達による短期貸しを行う一方で、長期資金の貸し手については、商工債など金融債が措置されたという経緯がある。
- 商工中金は、中小企業金融の円滑化を目的とした組織であり、5 年以上の貸付が 5 割を占めるとともに、住宅ローン等の個人向け融資を取り扱っていない。このため、他の民間金融機関とは異なり、個人預金などの資金調達には一定の制約がある。

【方針】

- 商工債については、民間金融機関との資金調達環境の違いや危機時の耐性（高い流動性カバレッジ比率:420%）を確保する観点も踏まえ、商工債の発行は維持する。
- 他方、民間金融機関には措置されていない制度であることから、商工中金には、民間金融機関の資金調達への影響に配慮しつつ、資金調達手法を多様化し、商工債依存度を更に低下させていく努力を求める。

3. 資金面以外の政策措置

(1) 民間金融機関との「適正な競争関係の確保」と「連携・協業」等

【現況】

- 2015 年法改正により、当分の間、政府が株式を保有することになったことにより、結果として、商工中金が、危機対応業務以外の通常の貸付け等の業務についても他の事業者より競争上優位な立場で実施できる蓋然性が高まることを踏まえ、「民業圧迫回避規定」が創設された。
- 商工中金及び民間金融機関は、これまでも連携・協業を進めてきており、現在の状況は以下のとおり。

① 商工中金の貸出シェア

都道府県別の貸出シェアは平均 2.5%程度（0.9%から 5.8%の範囲）であり、各店舗の営業人員も平均 10 名に満たない。地域金融機関との連携・協業が不可欠。

② 民間金融機関との業務協力

民間金融機関との間で、再生・経営改善支援や M & A など、個別分野での業務協力文書の締結を進めており、2021 年度のみで 143 件、2022 年度上期で 33 件、累計 289 件の業務協力文書を締結。今後も拡充の方針。

③ 資本金劣後ローンでの協調

コロナ資本金劣後ローンにおいては、約 95%が民間金融機関との協調案件。

【民間金融機関の意見】

- コロナ禍での商工中金との協力関係を平時も維持できるか。
- タイミングは、中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえて慎重に検討すべき。
- 商工中金法に「民業圧迫回避規定」を存置し、「連携・協業規定」も新設すべき。
- 民間金融機関の声を反映する仕組みや「連携・協業」、「危機対応業務」の状況等をレビューするための第三者機関を設けるべき。

【論点②】

① 商工中金による取組

- 「私たちは、こうした取組みにおいて、地域金融機関との信頼関係に基づき連携・協業を行います」、「私たちは、お客さまとのリレーションに基づかない金利面のみでの競争は行いません」とクレジットポリシーに明記しており、この方針を引き続き維持。
- 地方銀行協会との間で構築している民業圧迫や連携等に係る苦情・相談を本部・営業店で対応する体制を拡充し、他の金融団体との間でも構築する。
- 現在、商工中金は、各金融団体と定期的に意見交換を実施しているが、金融団体の希望を確認の上、各金融団体が一堂に会する意見交換の場の設定や、商工中金と民

間金融機関との関係性は地域毎に異なる面もあることから、地域の民間金融機関の
声が商工中金の経営陣や主務省庁に届くような形を検討してはどうか。

② 制度による担保等

- 株式会社化時に特別準備金を措置したが、その際には「民業圧迫回避規定」は措置
されていないものの（法制上は、特別準備金と「民業圧迫回避規定」は紐付いては
いない）、本検討会において、商工中金から「特別準備金は、例えばスタートアップ
や再生支援を含めリスクの高い中小企業向け金融を行っていくために活用されるべ
きものであり、競争上の武器として活用する考えは一切ない」と表明があるとともに、
金融団体からはイコールフットイングを求める声があった。
- このため、特別準備金を維持する場合には、「民業圧迫回避規定」を現行条文のまま
存置する。
- また、商工中金は、今後も民間金融機関と連携・協業を行う方針を表明しているこ
と、連携・協業について制度的担保を求める意見があることも踏まえ、商工中金が
業務を行うに当たり、民間金融機関との連携・協業を進める規定を創設する。
- 現在、法令に基づき、危機対応業務や民業圧迫の取組について、半年に1回、「業務
報告書」に記載し、主務大臣に報告している。今後は、連携・協業の取組をこの
「業務報告書」の記載事項とし、商工中金と金融団体との間の意見交換の場に出さ
れた意見も含め、主務大臣が適切にフォローする形とし、その結果、必要があれば、主務省庁が適切な対応をとるようにしてはどうか。

（２）危機対応業務・危機対応準備金

【現況】

- 現行の商工中金法では「危機対応業務を行う責務を有する」と規定。
- 危機対応業務の円滑な実施のための財政基盤を確保するため、危機対応準備金を措
置（不良債権比率はプロパー：2.1%、危機対応：3.9%）。これまでに205億円を国庫納
付（2018年度150億円、2019年度55億円）し、現在の準備金額は1,295億円。コロ
ナ禍では、準備金の積み増しは行ってはいない。

【方針】

- 危機時に融資を実施する責務については、評価委員会においても、「当面は、引き続
き危機対応業務を実施する責務がある」と整理しており、本検討会においても、委
員、取引先、金融関係団体からは、責務を維持すべきとの意見が大宗。
- 「雨の日に傘を貸す役割」を確実に果たすため、危機対応業務の実施は引き続き確
実に担保するとともに、危機対応準備金を維持するが、当該在り方について適時適
切に見直すこととする。

- 1 ➤ 併せて、民間金融機関の指定金融機関への参入を促すための取組を検討する（例：
2 商工中金の危機対応システムの SaaS 化の可能性の検討）。

4 (3) 業務範囲

5 【現況】

- 6 ✓ 商工中金は、本体業務、出資機能、子会社保有機能などにおいて、銀行法と比べて
7 制約あり。

8 【論点③】

- 9 ➤ 業務の範囲については、取引先からは、他の民間金融機関と同等のものとすること
10 を求める声があったほか、基本的に銀行法並びに揃えていく方向というのが委員の
11 意見の大宗。
- 12 ➤ このため、参考資料③のとおり、商工中金の業務の範囲につき、下記の点につい
13 て、銀行法並びに示すはどうか。
- 14 i) 本体業務：登録型人材派遣やシステム販売等の解禁
15 ii) 出資業務：再生企業への出資や投資専門子会社経由の出資
16 iii) 子会社保有：銀行業高度化等会社
- 17 ➤ 他方で、中小企業専門金融機関という性質に照らして、引き続き、住宅ローン等の
18 個人向け融資業務、外国銀行の代理業等は解禁しない。なお、銀行持株会社や銀行
19 子会社の解禁については、現時点では、中小企業のニーズが乏しいことや解禁され
20 た会社に金融機能を担わせることで、本来商工中金に課されている役割が事実上弱
21 められる可能性があることから、今回の改正では実施しないこととするが、改革後
22 の商工中金の業務の状況や、社会経済情勢の変化に伴う中小企業のニーズを踏まえ
23 つつ、今後の検討課題としてはどうか。
- 24 ➤ なお、業務範囲の見直しのタイミングは、民間金融機関とのイコールフットイング
25 への懸念も踏まえ、政府保有株式を全部売却し、株主資格から政府を削除するタイ
26 ミングと一致させてはどうか。

28 (4) 各種規制

29 【現況】

- 30 ➤ 自己資本比率規制・早期是正措置、大口信用供与規制や金融 ADR など銀行法より緩
31 和されている規制あり。

33 【論点④】

- 34 ➤ 銀行法よりも緩和されている規制については、基本的に銀行法並びに揃えていく方
35 向というのが委員の意見の大宗。
- 36 ➤ このため、このため、参考資料④のとおり、規制につき、下記の点について、銀行
37 法並びに示すはどうか。

- i) 金融 ADR：金融トラブル発生時に、中小企業の負担軽減等が可能
 - ii) 大口信用供与規制の強化：同一の者に対する信用供与限度額について、現行の自己資本の 40%から、銀行法並びの 25%に引き下げること、財務リスクの分散・低減を図ることが可能
 - iii) 商工中金グループの経営管理：グループの頂点機関として商工中金が果たすべき機能を明確化（経営の基本方針の策定等）することで、グループとしての経営管理の実効性をより高めることが可能
- 他方で、引き続き危機時の融資の義務付けを行う場合には、危機対応融資を実施することで、危機対応準備金を措置したとしても、一時的に商工中金の自己資本が悪化する事態も想定される。このため、自己資本比率規制値を下回る場合に、機械的に是正措置命令が発動されると、却って危機対応に支障が生じる懸念がある。このため、自己資本比率規制・早期是正措置の導入は見送ってはどうか。なお、見送る場合であっても、一般監督権限を措置すれば、実態に即した是正を行うことが可能。

（５）政府による関与

【現況】

- 商工中金法では、主務大臣による一般監督権限、定款変更等の株主総会の特別決議事項に対する大臣認可のほか、代表取締役及び監査役等の選解任の決議に関する大臣認可などを措置。

【論点⑤】

- 政府保有株式を全部売却する場合には、中小企業によるガバナンスを徹底させる観点から、「政府関与は限定的にすべき」との意見を頂いているところ。
- 現行法に基づく政府関与を類型化すると以下のとおり（参考資料⑤）。
- i) 銀行法並びの規制
 - ・ 資本金額の減少、合併・分割・事業譲渡・解散時の大臣認可
 - ・ 報告徴収、業務改善命令
 - ii) 政府出資はないが、個別根拠法のある法人並びの規制
 - ・ 代表取締役等の選解任、定款変更時の大臣認可

※農林中金は、政府出資をゼロにした後(1959 年)も、役員に対する大臣認可は残っていたが、その後、会員からの要望を踏まえ、出資者総会が役員を選任する仕組みに改正された(1961 年)。

※定款変更時の大臣認可は、信金・信組にも措置されている。

 - ・ 一般監督権限
 - iii) 商工中金独自の規制
 - ・ 新株発行、剰余金処分時の大臣認可

- 1 ➤ 上記のうち i) については、引き続き維持することとしてはどうか。
- 2 ➤ ii) のうち、代表取締役等の選解任の認可については、関係方面の将来の商工中金
- 3 の経営体制に対する不安払拭、他法人での関与のあり方や特別準備金維持の観点を
- 4 踏まえ、また、定款変更時の認可については、商工中金法を存置する場合には、法
- 5 目的に反する定款変更を防止し、定款への記載を検討中のパーパス・ミッションや
- 6 クレジットポリシー等の考え方が改革後の商工中金の企業行動として確実に実行さ
- 7 れるかを見極める必要があることや、協同組織金融機関たる信金・信組に措置され
- 8 ていることも踏まえ、維持してはどうか。ただし、政府による関与は抑制的あるべ
- 9 きことから、認可の考え方を検討会で整理してはどうか。

10 また、一般監督権限については、自己資本比率規制・早期是正措置の対象外とす

11 ることや、今回拡大される業務の適切な実施を担保する観点も踏まえ、維持しては

12 どうか。

- 13 ➤ iii) のうち 新株発行時の認可については、政府が株式を保有している状況下にあっ
- 14 ては、新株発行が政府の議決権比率に影響を及ぼすため、規定されたものである
- 15 が、政府保有株を全部売却するのであれば、廃止してはどうか。他方で、剰余金処
- 16 分時の認可については、特別準備金が残っている間は、過度な剰余金処分は適切で
- 17 はないことから、同様に認可の考え方を整理しつつ、維持してはどうか。

18 (6) 株主資格制限

19 【現況】

- 20 ➤ 株主資格は中小企業組合とその構成員に限定。貸出先も株主である組合及びその構
- 21 成員等に限定。
- 22 ➤ 議決権の 5%以上の取得は、大量議決権保有により組合金融の円滑化との目的が害さ
- 23 れるおそれがあるため、大臣認可が必要。農林中金では、出資上限を 5%に設定。他
- 24 の業態の金融機関も規制あり。
- 25 ➤ 商工中金法附則において、完全民営化後も株主資格を制限するための措置を講ずる
- 26 旨規定。

27 【方針】

- 28 ➤ 委員及び取引先等の意見の大宗も、中小企業関係者に限定する方向との意見。
- 29 ➤ 中小企業のための金融機関という根幹を確保するため、株主資格制限、5%以上の議
- 30 決権取得の大臣認可等は維持するとともに、株主構成の多様化を図る観点から、中
- 31 小企業関係団体も対象とする。

(7) 商工中金法

【方針】

- 政府保有株式を全部売却する場合であっても、検討会で意見が一致した特別準備金・商工債の発行の維持、危機時に融資を実施する責務、株主資格制限の維持等を担保する観点から、商工中金法は存置する。

4. 完全民営化との関係

【現況】

- 商工中金が完全民営化をすることについては、商工中金法及び行政改革推進法にも規定されている。
- 現行商工中金法では、政府保有株式を全部売却した時は、商工中金法を廃止する旨規定されている。

【論点⑥】

- 完全民営化の方針は維持し、政府保有株を全部売却後の商工中金法の廃止については、改めて判断することとしてはどうか。
- 商工中金法の廃止の判断に当たっては、特別準備金を含む自己資本の状況、危機対応業務の実施状況、今回の改革後の中小企業に寄り添った支援や再生・スタートアップ支援など商工中金に期待される役割に係るビジネスモデルの確立状況などを勘案してはどうか。

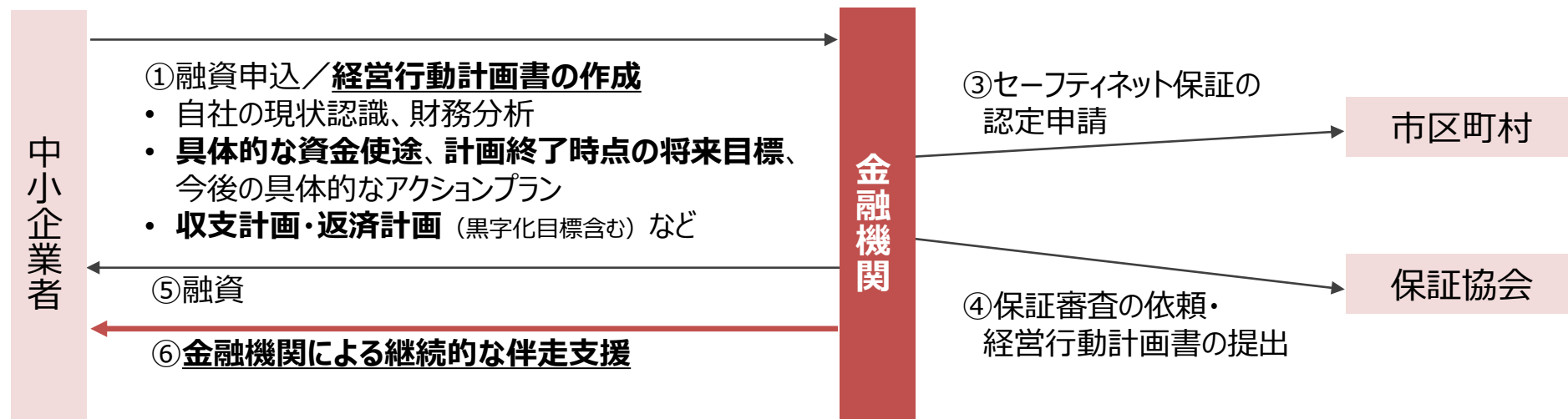
【参考資料①】 新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設

- 今後、**民間ゼロゼロ融資の返済開始時期は2023年7月～2024年4月に集中**する見込み。
- こうした状況を踏まえ、**民間ゼロゼロ融資からの借り換え**に加え、他の保証付融資からの借り換えや、**事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応**する新しい保証制度を創設。

【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成**が必要。
 - ① **セーフティネット4号**の認定（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
 - ② **セーフティネット5号**の認定（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ **売上高が5%以上減少**していること（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
 - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少**していること（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

【手続きイメージ】



（参考資料②） 現行の「政府の株式保有義務規定」（附則第2条の3）の状況

附則第2条の3（株式の政府保有） ※本規定は、危機対応業務の責務規定を措置した2015年改正時に、創設されたもの。
 政府は、当分の間、指定金融機関に係る制度の運用の状況、危機対応準備金に係る商工中金に対する出資の状況、商工中金による危機対応業務の実施の状況、商工中金の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を**勘案し**、商工中金が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。

2015年当時の状況('15/3月期)

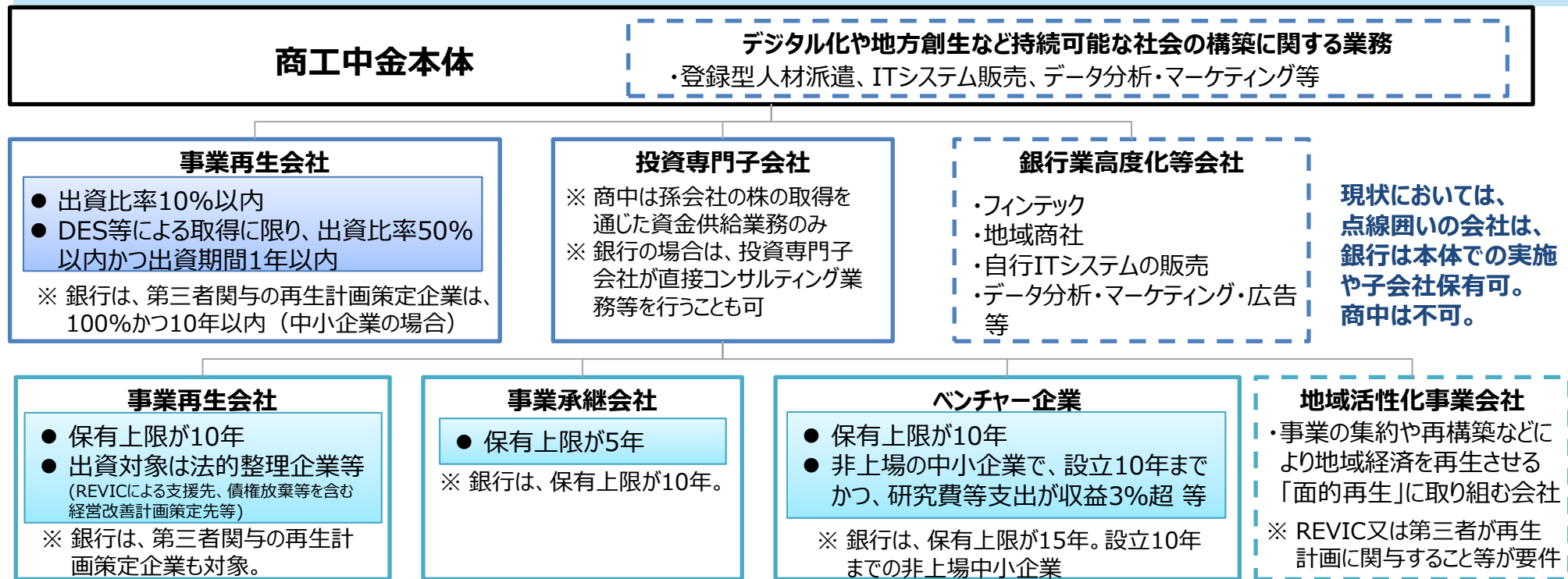
現在の状況

商工中金のみ	①指定金融機関制度の運用状況(中小企業向け)	商工中金のみ
		→危機対応業務で生じた回収見込がない債権の回収努力義務を解除する等、指定金融機関の参入を促す見直しを実施
<u>危機対応準備金：1,500億円</u>	②危機対応準備金の出資状況	<u>危機対応準備金：1,295億円</u> （'22/3月期） →不正事案の発覚後、205億円を国庫返納。コロナ禍でも積み増しをすることなく対応。
<u>危機対応融資残高：3.7兆円</u>	③危機対応業務の実施状況	<u>危機対応融資残高：2.5兆円</u> （'22/3月期） →危機対応事象認定を厳格化したため減少。コロナ関連が9割弱（2.2兆円）。
<u>利益剰余金：1,119億円</u> <u>商工債依存度：49%</u>	④商工中金の財政基盤	<u>利益剰余金：2,146億円</u> （'22/3月期） <u>商工債依存度：35%</u> （'22/3月期） →新しいビジネスモデルにより、利益剰余金は2倍（'15年比）。商工債による資金調達割合も低下。市場からの評価も得て劣後債が発行できるようになり計700億円を調達。（'22/9月期）
<u>取引先の自己資本：約2.2兆円</u>	⑤中小企業団体・構成員の資金余力	<u>取引先の自己資本：約3.3兆円(※)</u> （'22/3月期） →取引先の自己資本は1.5倍（'15年比）。 ※財務状況に問題がなく(信用判定区分が正常)、借入比率が比較的高い(20%以上)取引先の自己資本の合計。 →今回の検討会でも、取引先から「 自ら株を購入することは当然。他の経営者にも購入を働きかけていきたい 」との発言もあり。組合においても一定の購入余力が見込まれる(15年と比べて1団体当たりの現預金は約2千万円増)。
<u>マーケットからの評価</u> JCR：商中単独での格付評価なし。民間金融機関と比較すると貸出資産の質が見劣りするとの評価。 R&I：リスク耐久力はAゾーン上位の民間金融機関と同水準。	⑥社会経済情勢の変化	<u>マーケットからの評価</u> →下記のとおりマーケットからも一定の評価。 JCR：商中単独の格付けであっても、A+相当と評価。貸出資産の質の見劣りといった記載なし。 R&I：リスク耐久力はAAゾーンの民間銀行と同等の水準。

(参考資料③) 改革後の業務範囲 (案) について

- 商工中金の業務範囲は、出資機能など、銀行法より制約があるが、**コロナ禍の立ち直り・中小企業の変革を支援する観点**から、基本的に、**業務範囲を銀行法に揃えていく**方向で検討。

【例①】本体業務の拡充：登録型人材派遣やITシステム販売等の解禁／【例②】出資業務の拡充：事業再生会社への出資可能比率を高める（10%→100%）、投資専門子会社経由でのベンチャー企業への出資制約解消（10年→15年）等／【例③】子会社の保有：地域商社事業等を行う高度化等会社の保有



- **ただし、中小企業専門金融機関という商工中金の性質に照らして、揃えていくことが適当でない業務は除外。**
 - ・ **外国銀行代理業**：多くの中小企業は、国内金融機関との取引が中心であり、中小企業のニーズが極めて小さいため
 - ・ **銀行子会社・持株会社の解禁**：商工中金本体として、改革後も危機時の融資や組合金融といった役割を担い続けることができることを確認するため
- また、（他行の貸出において一定の割合を占める）**住宅ローン等の個人向け融資業務**も、中小企業金融の円滑化という目的、貸出先も株主である組合及び組合員等に限定されているといった点を踏まえると、**実施し得ない。**

(参考資料④) 改革後の規制 (案) について

- 銀行法よりも緩和されている規制についても、銀行法に揃えていく方向で検討。

【例①】大口信用供与規制の強化（同一の者に対する信用供与の限度額について、現行の自己資本の40%から、銀行法並びの25%に引き下げること、商工中金の財務リスクの分散・低減を図る）／【例②】金融ADR（裁判外紛争解決制度）の措置（仮に商工中金との金融トラブルが発生した際、中小企業側の時間や費用等の負担軽減を図る）

【現行の銀行と商工中金との規制比較】

	銀行	商工中金
大口信用供与規制 (同一の者に対する信用供与規制)	● <u>限度額は自己資本の25%に制限</u> ※2013年の金商法改正により従来の40%から25%に引き下げ	● <u>限度額は自己資本の40%制限を維持</u> 【背景】 ● 商工中金は、2014年度末にその在り方を検討するとされていたため、引下げを見送り
金融ADR(裁判外紛争解決制度)の創設	● <u>金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)を創設</u> ※2009年の金商法改正により、紛争解決機関の指定制度、契約締結義務付け、監督規定などを整備	● <u>金融ADR制度は措置せず</u> 【背景】 ● 商工中金は、民営化に向けた途上にある特殊会社であり、主務大臣による緊密な監督措置が講じられていることから制度創設を見送り

※上記以外にも、2016年より銀行法には位置付けられている「グループの経営管理」義務を商工中金にも明確化（グループの頂点銀行として商工中金が果たすべき機能を明確化）することで、グループとしての経営管理の実効性をより高める。

- ただし、業務範囲同様、商工中金の性質に照らして、揃えていくことが適当でない規制は除外。
 - 自己資本比率規制・早期是正措置の導入：改革後も引き続き危機時の融資義務付けを想定。危機時において、商工中金の自己資本が悪化する事態も想定され、機械的に是正措置命令が発動され、却って危機時の対応に支障が生じる懸念。

(参考資料⑤) 各機関における現行の政府関与について

政府出資を全額返還した後も、役員に対する大臣認可が残っていたが、その後、会員からの要望を踏まえ、出資者代表者から構成される経営管理委員会が役員を選任する仕組みに改正。

政府出資を全額返還した後、任命から認可となった。「高圧ガスによる災害の防止」「高圧ガスの保安に関する検査等」といった協会の目的に鑑み、公共の安全確保にも関連する組織であることから引き続き認可事項としている。

特別の法律に基づき、中小企業金融の円滑化を図るという業務の遂行の適正さ等を確保する必要があり、要職に適材を得ることを確実にするため。

特別準備金を措置する中で、剰余金が過度に配当に回され、内部留保が過少になる等により、財務体質の健全性が損なわれることのないようにするため。

定款は組織活動に関する根本規則を定めるものであることから、法目的に反する等、適正な事業運営に支障をきたすような変更がなされないようにするため。

政府が株式を保有している状況下にあつては、新株発行は政府の議決権比率に影響を及ぼすため。

例えば、自己資本比率規制が適用除外となる中にあつても、適切な自己資本比率を保つよう監督するといったように、個別具体的な規定がなくても、法律に基づく業務の遂行に必要な監督を行うことができるようにするため。

		農林中金	高圧ガス保安協会	銀行	商工中金（現行）
政府出資		— (1950年20億円出資、1959年全額返還)	— (1975年1億円出資、1986年全額返還し民間法人化)	—	46.5% (1936年500万円出資(50%)以後随時政府出資を行い2008年株式会社化時に現在の保有割合に)
主務大臣の認可事項	役員の選解任 (普通決議)	届出事項 (選任、退任は届出)	認可事項 (会長、副会長、理事、監事)	届出事項 (選任、退任は届出)	認可事項 (代表取締役、監査役)
	剰余金の処分 (普通決議)	—	—	届出事項	認可事項
	定款の変更 (特別決議)	認可事項	認可事項	届出事項 (※信金・信組は認可事項)	認可事項
	新株の発行 (特別決議)	—	—	届出事項	認可事項
	資本金額の減少 (特別決議)	認可事項	—	認可事項	認可事項
	解散 (特別決議)	認可事項	(別に法律で定める)	認可事項	認可事項
一般監督権		有 (農水大臣、内閣総理大臣)	有 (経産大臣)	—	有 (経産大臣、財務大臣)
報告徴収/ 業務改善命令		有	有	有	有
株主資格制限		有 (会員資格は農協等に限定、会員に出資一口以上の出資義務有)	有 (会員資格は、高圧ガス製造・販売事業者、各種指定機関等に限定。会員は会費納入義務あり)	—	有 (政府及び中小企業組合とその構成員に限定)